

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年3月17日（水） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	長 沢 正 君
3 番	四 宮 和 彦 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	大 川 勝 弘 君	6 番	重 岡 秀 子 君

○出席議員 8名

議 長	佐 山 正 君	副議長	中 島 弘 道 君
議 員	杉 本 一 彦 君	議 員	仲 田 佳 正 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	井 戸 清 司 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	佐 藤 周 君

○オブザーバー 4名

議 員	田久保 眞 紀 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	石 島 茂 雄 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 士 一 成	局長補佐	森 田 洋 一
係 長	鈴 木 綾 子	主 事	福 王 雅 士
主 事	山 田 拓 己		

○会議に付した事件

- 1 伊東市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 2 意見書について
- 3 市議会3月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 意見書の取扱いについて
 - (3) 令和3年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査について
 - (4) 追加議案の取扱いについて
 - (5) その他
- 4 その他
 - (1) 次期6月定例会の頭出しについて
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、伊東市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）資料1ページから4ページをご参照願う。令和3年2月12日付で、全国市議会議長会から、標準市議会会議規則の一部改正について通知があり、同日受理した。

内容としては、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活躍するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うもので、各市議会においても改正の検討をお願いしたい旨の通知であった。これを受け、議長としては、この改正の趣旨に賛同し、本市の会議規則も同様の改正を行いたいとのことで、代表者会議での協議を経て今定例会での改正をお願いするものである。

改正の内容について説明するので、3ページ及び4ページの新旧対照表を参照願う。会議の欠席の届出を規定した第2条第1項条文中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。また、委員会の欠席の届出を規定した第91条第1項及び第2項においても第2条と同様の文言の改正を行う。

次に、請願者の記載事項を規定した、第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を第3項とし、第2項として、「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。」を加える。

施行については、附則において、公布の日からとする。

以上で説明を終わる。よろしくご審議いただくようお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）伊東市議会会議規則の一部を改正する規則について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）3ページの改正後の第2項であるが、「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」と書いてあるので、ここが議員の特性だと思うが、確実に8週間ではなくて、例えば、最終本会議には出たい場合などは、範囲内においてであるから、この期間は本人が選べるという解釈でよろしいか。

○事務局長（富士一成君）お見込みのとおりである。これはいつまでということで、事前に届出をしていただければと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会会議規則の一部を改正する規則については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見は終わっているが……。

暫時休憩する。

午前10時 5分休憩

午前10時 8分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

3番四宮委員からの発言を許す。

○3番（四宮和彦君）議事の流れを私が把握していなかったもので、少しおかしな流れになってしまって申し訳ない。まず、議員がこのような形で産前、産後の休暇を取るということは、当然、全国市議会議長会からの要請もありということで、必要性については認識しているところである。なので、こういうものが議会の会議規則上で必要なことは了承している。ただ、休暇期間というものが、ここに記載がされているように産前8週、産後8週という期間が適切かどうかということに関してはもう少し議論が必要ではないかと思う。我々、議員は労働者ではないので、普通のサラリーマンなどと同様に考えるのは無理があるかと思う。さらに法律上の規定でいうと、労働基準法が基となっているわけであるから、産前は6週間、産後は8週間という数字なのだと思う。自治体ごとの議会の裁量でそこは決定していけばよろしいということだ

と思うが、そうであるならば、伊東市なら伊東市の社会状況をもう少し考慮すべきであろうというところになる。例えば、大企業が多く所得水準、給与水準が高い大都市部であれば、企業の福利という部分で進んでいるところがあるので、産前8週、産後8週という法律を超えた形での産休等を取得できる環境があるのだと思う。ただ、では、伊東市の場合はどうなのかと言うと、中小零細企業が圧倒的に多い中での話になるので、基準の法律を超えた形で規定されてしまうと、いわゆる議員特権のような形になりかねないという危機感を持っている。なので、もし、規定をするのであれば、労働基準法をベースとして最低ラインで決めれば十分であると思う。あとは運用面をどうするのかというところを詰めていく必要があるのではないかと思う。産前8週、産後8週とした場合、日数にすると112日ということになる。そうするとこの範囲内で、議員報酬の面であるが、会期中に90日を超えてしまうと報酬が減っていくという規定があるわけだから、会期中にそういう形になればその対象になりかねないということがあるわけであり、この面との対応も考えなければいけないということにはなってくると思う。

元々の労働基準法の規定からいっても90日を超えるということになってくるので、条例だけでなくいろいろなところの調整を図らなければならないということになってくると思う。先ほど来話をしているが、我々はあくまでも議員であって、こういう休暇を取るることについて、一般の市役所職員と同じような形になっていいのか。議員活動はどのように保障されていくべきなのかをもう少し考えていくべきではないかと思う。いろいろなことをいったが、この期間が合理的かどうかということについては、我々の会派としては、十分合理的であるとの結論に至らなかったというところで、できるなら労働基準法に基づいて産前6週、産後8週ということが望ましいと考える。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）意見調整のため、暫時休憩する。

午前10時12分休憩

午前10時27分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

休憩中に皆さんの意見を伺ったが、一論にはならないということであるので、次回以降に継続して審議をしていくということによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、伊東市議会会議規則の一部を改正する規則についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は2件である。調整が必要な意見書案については、会派提起の意見書案については、提起会派において、議長提案の意見書案については、私、委員長において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

まず、議長提案の意見書案に係る調整状況について、事務局長から報告いたさせる。資料は5ページから7ページまでになる。

○事務局長（富士一成君）それでは、議長提案である緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支給金の給付要件緩和を求める意見書案についてである。こちらについては全会派及び会派に所属していない議員4名の賛同を得られたところである。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、日本共産党から提起された1件の意見書案の調整状況について、重岡委員から報告をお願いします。資料は8ページ及び9ページである。

○6番（重岡秀子君）まず、会派における調整状況であるが、自民・伊東新時代。と我が会派が賛成であるが、ほかの3つの会派については、会派内で意見が分かれ調整できないということまでいただいている。また、会派に所属していない議員4名については、賛成という意見をいただいている。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）ただいま、重岡委員から賛否の状況を伺った。議長提案の意見書については、全会一致ということで、日本共産党から提起された意見書については、全会派からの賛同は得られていない。したがって、全会一致となった議長提案の意見書については、最終本会議に提出することとし、賛同の得られなかった日本共産党の意見書については、提出しないことといたしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、市議会3月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(5) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）市議会3月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

(1) 採決の方法についてからである。資料10ページの付託議案審査状況一覧に基づき、本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第60号 伊東市一般職の職員の給与に関する

る条例の一部を改正する等の条例、市議第62号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、市議第63号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、市議第81号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例、市議第73号 令和3年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算、市議第74号 令和3年度伊東市土地取得特別会計予算、市議第75号 令和3年度伊東市霊園事業特別会計予算及び市議第77号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算、以上、条例4件、特別会計予算4件の計8件については、いずれも全会一致で、それぞれ原案を可決すべしとの決定である。8件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第60号、議第62号、市議第63号及び市議第81号の条例4件を一括で、次に、市議第73号、市議第74号、市議第75号及び市議第77号の特別会計予算4件を一括で、それぞれ挙手によるご決定をお願いしたいと存ずる。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第64号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、市議第72号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計予算、市議第79号 令和3年度伊東市下水道事業会計予算及び市議第80号 令和3年度伊東市水道事業会計予算、以上、条例1件、特別会計予算1件及び企業会計予算2件の計4件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第64号の条例1件を、次に、市議第72号の特別会計予算1件、並びに市議第79号及び市議第80号の企業会計予算2件の、計3件を一括で、それぞれ挙手によるご決定をお願いしたいと存ずる。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第61号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例、市議第76号 令和3年度伊東市介護保険事業特別会計予算、市議第78号 令和3年度伊東市病院事業会計予算、以上、条例1件、特別会計予算1件及び企業会計予算1件の計3件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。3件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第61号の条例1件を、次に、市議第76号の特別会計予算1件及び市議第78号の企業会計予算1件の計2件を一括で、それぞれ挙手によるご決定をお願いしたいと存ずる。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第71号 令和3年度伊東市一般会計予算については、常任総務委員会及び常任観光建設委員会において、賛成多数をもって、常任福祉文教委員会においては、全会一致をもって、いずれも原案を可決すべしとの決定である。常任総務委員会及び常任観光建設委員会において少数意見の留保がされている。各委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、従来の例により、起立採決をお願いする。

引き続き、各常任委員会所管事務調査継続調査申出、また、前後するが、この後協議いただ

く議会運営委員会所管事務調査継続調査申出に関して、簡易採決により、ご決定をいただきたいと存ずる。

次に、(2) 意見書の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付要件緩和を求める意見書案については、各会派及び会派に所属していない議員4名の賛同を得られたので、共同提出の議案として、申合せにより、説明、質疑、討論を省略し、簡易採決によるご決定をいただきたいと思う。

次に、(3) 令和3年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査についてである。資料11ページをご覧くださいと思う。議長に対し、議会運営委員会所管事務に係る令和3年度における議会閉会中の継続調査申出を行い、議会の議決をいただき、公務としての裏付けを行うものである。内容としては、1. 議会の運営に関する事、2. 会議規則、委員会に関する条例等に関する事、3. 議長の諮問に関する事、以上3点である。協議の上、ご決定をいただきたいと存ずる。

次に、(4) 追加議案の取扱いについてであるが、昨日、当局から、市議第82号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第12号）の提出があった。概要については、これまでも実施してきた新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大幅に落ちた事業者を対象とした応援給付金事業に関し、既に実施している第2回目の不足分の増額とともに、1月以降の売上げを対象とした第3回目の給付事業実施の予算の計上とともに、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請サポート業務に対する補助金を計上するもので、3億6,810万6,000円を追加し、補正後の予算額を364億321万1,000円とするものである。詳細については、昨日、議案と併せて送付されている事項別明細書をご参照願う。

本会議における審議については、全ての付託議案の決定の後の各常任委員会及び議会運営委員会における所管事務調査の継続調査について議決をいただいた後に上程し、当局の議案説明、質疑、討論の後、挙手により、即決による採決をお願いしたいと存ずる。なお、質疑については歳入歳出の区分なく全般について行うこととする。

あわせて、若山副市長退任に伴う伊東市固定資産評価員選任の人事案件の提出の申出が議長にあり、議案書は、最終本会議の開会前に提出させていただきたいとのことである。こちらは前例に倣い、市議第82号の補正予算の決定の後、当日の日程追加で上程し、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、挙手による採決をそれぞれお願いしたいと存ずる。

最後に、(5) その他であるが、3点ほど、お願いをさせていただく。

1点目は、最終本会議で討論を予定されている議員におかれては、会議規則第52条に基づき議長に発言通告書を提出していただくようご協力をお願いする。

2点目は、退職職員に対するねぎらいの言葉についてである。閉会に際し、市議会を代表し

て議長において申し述べることとされているので、委員長報告、討論等において触れていただくことがないようお願い申し上げます。

3点目は、副市長退任の挨拶についてである。既に退任の意向を示されている若山副市長であるが、退任に際して挨拶の申出があり、若山副市長には閉会后、自席にてご挨拶をいただくこととしたいと思うのでご了承願う。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 意見書の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 令和3年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

お諮りする。本委員会においては説明のとおり、令和3年度中の継続調査を行うこととし、議長に申出をしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 追加議案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) その他での、討論の通告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、退職職員に対するねぎらいの言葉について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

退職職員に対するねぎらいの言葉については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

また、副市長退任挨拶については、事務局長からの説明のとおりご承知おき願う。

そのほかに、市議会3月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、市議会3月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第4、その他を議題とする。

(1) 次期6月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）(1) 次期6月定例会の頭出しについてである。資料12ページを参照いただきたいと思う。次期6月定例会に関しては、6月15日（火）開会を提案させていただく。6月15日開会となると、6月8日（火）告示、6月9日（水）議会運営委員会となる。

なお、5月23日（日）に市長選挙が実施される予定であることから、最終的な議会日程については、6月定例会告示後の議会運営委員会においてお示しさせていただく。

次に、(2) その他であるが、事務局からはない。

以上で、その他の説明を終わる。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期6月定例会の頭出しについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期6月定例会の頭出しについては、説明のとおり6月15日（火）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

私から2点お願いを申し上げます。まず1点目であるが、コロナの感染予防対策ということである。令和2年8月に特別委員会では対応マニュアルを作成した。その中の2感染予防対策の(8)に「本会議をはじめとした議会の会議において、傍聴者を募らないこと。また、傍聴を希望する市民に対し、本マニュアルの趣旨への理解を求めること。」という申合せを皆さんでしていただいた。感染予防ということで、委員会、本会議を傍聴したいということは、今しばらく傍聴は控えて欲しいと。本会議はテレビやインターネットでも見れるので、そちらを参照していただきたいという旨をさらに徹底していただきたい。

もう1点であるが、各委員会時の傍聴する際の委員会室への出入りである。特に規定はないが、傍聴される議員は会議開始前に着席をしていただき、退席される場合は、審議中に途中入退場がないよう、最低限、休憩時間まで待っていただくような配慮をお願いしたい。よろしく願います。

以上で日程第4、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和3年3月17日（水）午前10時50分（会議時間32分）

以上の記録を認める。

令和3年3月17日

委員長 宮崎雅薫